

蔵王協議会部会規程

(趣旨)

第1条 蔵王協議会会則第17条第5項の規定に基づき、部会の構成を定める。

2 会長が必要と認めるときは、構成以外の者を委員に加えることができる。

(関連医療施設部会)

第2条 関連医療施設部会は、山形大学と関連医療施設との連携について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1) 医学部教授会構成員 3人
- (2) 関連病院会構成員 3人
- (3) 医学部教室員会構成員 1人
- (4) 初期研修医 2人

2 前項第4号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(研修部会)

第3条 研修部会は、卒前教育、初期臨床研修から専門研修までの研修体制等について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1) 医学部教授会構成員 3人
- (2) 関連病院会構成員 3人
- (3) 医学部教室員会構成員 1人
- (4) 初期研修医 2人
- (5) 医学部学生 3人

2 前項第4号及び第5号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(評価・企画・広報部会)

第4条 評価・企画・広報部会は、蔵王協議会が実施する事業の評価、企画、広報等について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1) 医学部教授会構成員 3人
- (2) 関連病院会構成員 3人
- (3) 医学部教室員会構成員 1人
- (4) 初期研修医 2人
- (5) 医学部学生 3人

2 前項第4号及び第5号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(小委員会)

第5条 会長が必要と認めるときは、部会の下に小委員会を設けることができる。

2 小委員会の運営については、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 30 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 3 年 4 月 5 日から施行する。